

第百九十五号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

を

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

に改め、同条第三項中

「百分の七十」との下に「、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」との下に「、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」との下に「、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の三十五」との下に「、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とを加える。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第百九十五号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第五条第二項を削り、同条第三項中「給料表に」を「前項の給料表（以下「給料表」という。）に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六条の二第二項中「、第二項及び第四項」を「及び第三項」に改める。
第十九条を次のように改める。

第十九条 削除
第二十一条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

を

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百
百分の九十	百分の九十
百分の六十二・五	百分の六十二・五

に改め、同条第三項中

「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の五十五」を「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とあるのは「百分の三十二・五」に改める。

別表第一イの項の表備考1ただし書を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備する必要がある。